平成25年労第303号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC病院に看護師として採用され、同病院のDセンターの病棟にて勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月頃から、職場での勤務中、くしゃみや喉の痒みが発症するようになった。同年〇月〇日午後8時頃、病棟で点滴混入作業を行っていたところ、全身にじん麻疹が出現し、アレルギー症状も同時に認められたため、勤務先病院に受診したところ、「慢性じん麻疹」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は、抗生剤作成中に症状が悪化していることから、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、同人に出現したアレルギーの症状はパンスポリンが原因である旨 主張しているので、以下検討する。
- (2) 請求人が主張するように、パンスポリンによる接触じん麻疹が看護師に発症する場合のあることは、文献として報告されている。診断確定に至った症例では、プリックテストなどによりパンスポリンに対する陽性反応が認められている。しかし、請求人のアレルギー症状の原因については、決定書理由第2の1の(1)及び(2)に説示するように、プリックテストを受けていないことなどから原因を特定することはできず、請求人が主張するようにパンスポリンがアレルゲンであるとは判断できない。すなわち、請求人と類似したアレルギー症状を呈し、抗アレルギー薬を慢性的に服用しているが、その原因は不明という請求人の元同僚看護師E及びFと状況は同じである。
- (3) 一般的に、本件疾病は、その大部分が原因不明とされており、また、医学経験則上、ストレスや疲労が症状を悪化させるため、原因と症状の関連性を把握することがしばしば困難であるとされている。

なお、仮に請求人がプリックテストでパンスポリンに対する陽性反応の結果 が出たとしても、そのことゆえに直ちに労災保険法上の業務上の疾病として認 められることにはならないものである。

(4)以上のことから、本件疾病の原因は不明であり、当審査会は、業務との相当 因果関係を認めることはできず、したがって、本件疾病は業務に起因する疾病 とは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。